

入札閲覧設計図書に関する質疑書の回答

令和 4 年 2 月 7 日

工 事 番 号	
工 事 名	京都府営水道浄水場等運転管理業務委託
施 工 箇 所	宇治市宇治下居、木津川市吐師医王寺、京都市西京区御陵大原 地内
[質 問 事 項]	[回 答]
<p>仕様書 第 5 条 2 項 (1) コ 緊急時対応</p> <p>【事故又は災害（別紙 4）の発生時には～～～指示に従い対応する。】とありますが、対応は応急処置までとし、その後も対応が必要な場合は、第 1 8 条の臨時作業に該当するとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>仕様書 第 1 5 条 2 項 緊急事態の対応</p> <p>臨時作業として対応にあてるための要員を確保し、作業を実施した場合、当該作業時間は設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>仕様書 第 2 4 条 責任の所在 需要予測リスク</p> <p>【あるいは原水水質悪化による基準値未達】とあり、リスクの負担者が受注者となっていますが、原水水質を受注者でコントロールすることは出来ないと思慮致します。どのような場合に受注者の責となるのでしょうか。具体例でお示しく下さい。</p> <p>【受注者の責により業務内容等が生じた場合】とありますが、どのような事象を想定しているのか教示ください。</p> <p>以下、次頁</p>	<p>・仕様書 第 5 条第 2 項 (1) コ 緊急時対応について</p> <p>具体的な範囲については発生した事象により異なるため、協議の上、決定するものとしします。</p> <p>・仕様書 第 1 5 条第 2 項 緊急事態の対応について</p> <p>仕様書第 1 8 条のとおり対応するものとします。</p> <p>・仕様書 第 2 4 条 責任の所在 需要予測リスクについて</p> <p>本業務において行う運転監視及び各種機器（中央監視装置含む）の運転操作が適切に実施されなかった場合を想定していません。</p> <p>各種機器（中央監視装置含む）の運転操作に過失があったことにより、業務内容の変更等が生じ、そのことに起因するコスト増が生じた場合を想定しています。</p>

[質 問 事 項]	[回 答]
<p>別添 2 - 2 業務内容分担表 その他業務 (G) (29) (ク)</p> <p>【連続臭気監視装置の保守作業における補助作業 (概ね 1 ヶ月毎)】とありますが、補助作業とはどのような作業か教示願います。</p>	<p>・別添 2 - 2 業務内容分担表 その他業務 (G) (29) (ク) について</p> <p>補助作業とは、以下の作業としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 臭気筒 (ビン)、ノズル、ストレーナーの清掃 ▷ サンプルング配管の洗浄 (逆洗) ▷ 加熱器のドレン